

令和4年度

保育園等入園のご案内

(保育施設・事業の利用案内)



川島町マスコットキャラクター
「かわみん」と「かわべえ」

問合せ
川島町子育て支援課
〒350-0192
川島町大字下八ツ林 870 番地1
☎049-299-1765(直通)、FAX049-297-6087

～もくじ～

1	保育施設の入園について	2ページ
2	申し込みに必要な書類	4ページ
3	申し込みに際しての注意	5ページ
4	保育年齢について	5ページ
5	利用申し込みの対象となる施設	6ページ
6	教育・保育給付認定について	7ページ
7	保育の必要性の認定基準	7ページ
8	保育必要量 (保育施設・事業を利用できる時間)	8ページ
9	延長保育について	8ページ
10	町立保育園での給食およびおやつの提供 について	9ページ
11	利用調整について	9ページ
12	入園決定後・入園後の各種手続きについて	12ページ
13	施設の退園について	14ページ
14	利用者負担(保育料)について	15ページ
15	保育料決定に必要な書類について	15ページ
16	保育料徴収基準額表	16ページ
17	副食費について	17ページ
18	利用者負担額の変更について	17ページ
19	多子世帯の負担軽減について	17ページ
20	保育料の納付について	18ページ
21	その他の保育サービス	18ページ

別添資料

一時保育のご案内	19ページ
川島町ファミリーサポート、 緊急サポートセンター事業	21ページ
川島町産前産後ヘルパー派遣事業	22ページ
川島町子育て支援総合センター「かわみんな ハウス」	23ページ
かわべえメール・LINE@川島町	24ページ
かわみんな子育て応援ナビのご案内	25ページ
問合せ先	26ページ

1 保育施設（保育園・認定こども園・地域型保育）の入園について

入園までの手続きの流れ 4月入園と途中入園

○保育園、認定こども園、地域型保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする認定を受ける必要があります。その結果、認定を受けた場合は、「教育・保育給付認定証」が交付されます。

「教育・保育給付認定証」は就労等の事由によっては、小学校就学前まで有効期間があります。大切に保管してください。なお、保育園を退園するときは、返却していただきます。

4月入園の申し込みについて

<p>申し込み期間</p>	<p>○一次募集 <u>11月1日（月）～11月24日（水）まで</u> ※土・日曜・祝日は受付できません。 ※二次募集については定員の空き状況により実施する場合があります。</p>
<p>審査・面接 利用調整</p>	<p>○提出された書類により、保育の必要性について認定審査をします。 ○川島町立保育園に新規入園申請を提出された方 第1希望の保育園で親子面接を行います。（面接をした保育園に入園できるとは限りません。） ○認定を受けたお子さんの中で保育の必要性が高いお子さんから順に利用調整を行い、入園を決定します。</p>
<p>結果通知</p>	<p>○結果については郵送で通知します。（川島町立保育園の在園児については、保育園を通して通知します。） ○入園が決定した方には、「教育・保育給付認定証」「入所承諾通知書」を発行します。 ★入園に伴い、子育て支援課及び保育施設に提出が必要な書類がある場合は、通知しますので、期限までにご提出ください。 ○入園できない方には、申し込んだ当月に限り「入所不承諾通知書」を発送します。 ★入園が保留（待機）となった場合は、翌月以降、当該年度中に限り継続して選考の対象となります。また、翌月以降については入園可能な場合のみ通知します。（再面接をする場合があります。）</p>
<p>入園説明会</p>	<p>○入園決定した保育施設で、入園の際必要な手続きなどについて説明会を行います。 ★保育園で使用するものが、各保育施設で多少異なりますので、説明会に参加後、準備してください。</p>
<p>入園</p>	<p>○入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い保育時間となります。「ならし保育」は目安として1～2週間ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。</p>

途中入園（5月～3月）の申し込みについて

申し込み期間	○希望入園月の <u>前月の10日締め切り</u> (10日が土・日・祝祭日の場合は、その前の平日を締切日とします。)
審査・面接 利用調整	○提出された書類により、保育の必要性について認定審査をします。 (11～20日のあいだ) ○川島町立保育園に新規入園申請を提出された方は申込書類審査後、第1希望の保育園で親子面接を行います。(面接をした保育園に入園できるとは限りません。) ○認定を受けたお子さんの中で保育の必要性が高いお子さんから順に利用調整を行い、入園を決定します。
結果通知	○結果については郵送で通知します。 ○ <u>入園が決定した方</u> には、「教育・保育給付認定証」「入所承諾通知書」を発行します。 ★入園に伴い、子育て支援課及び保育施設に提出が必要な書類がある場合は、通知しますので、期限までにご提出ください。 ○ <u>入園できない方</u> には、 <u>申し込んだ当月に限り</u> 「入所不承諾通知書」を発送します。 ★入園が保留(待機)となった場合は、翌月以降、当該年度中に限り継続して選考の対象となります。また、翌月以降については入園可能な場合のみ通知します。(再面接をする場合があります。)
入園説明	○入園決定した保育施設で、入園の際必要な手続きなどについて説明を行います。 ★保育園で使用するものが、各保育施設で多少異なりますので、説明後、準備してください。 ※親子面接の日程により、面接と同時に行う場合があります。
入園	○入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い保育時間となります。「ならし保育」は目安として1～2週間ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。

2 申し込みに必要な書類

1、全員が提出する書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
(小学校就学前まで有効)
- ② 保育施設利用申込書 (毎年申請が必要)
- ③ 保育が必要な旨の証明書

保育が必要な事由	添付する証明書等
①就労している場合	(※)就労証明書【父、母】 【祖父母】令和4年4月1日時点で64歳以下の同居または同敷地内に住んでいる祖父母のみ提出
②病気の場合	医師の診断書(1か月以内に発行されたもの) または障害者手帳の写し
③病人等を看護している場合	医師の診断書・心身に障がいのある家族を看護している場合は、その家族の障害者手帳の写し
④災害の復旧の場合	罹災証明書
⑤出産予定の場合	母子健康手帳の写し(産前8週間、産後8週間の利用が可能)
⑥通学の場合	在学証明書、入学決定通知書
⑦求職の場合	(※)求職活動状況等申告書
⑧その他	保育が必要であることを証明する書類

(※)は町の様式を使用してください。

2、該当者のみ提出する書類

- ・川島町内の転入先を証明する書類のコピーおよび「転入に関する誓約書」
令和4年3月末までに転入予定で申し込まれるかたは必要です。
また、親族等と同居する場合は、住宅所有者に同居誓約書を記入してもらう必要があります。

【転入先を証明する書類例】

保護者の名と住所・転入の日付が記載されている建物の売買契約書・アパートの賃貸借契約書等

※入園希望月の前月末日までに転入できなかった場合は、入園が取消となります。改めて、前市町村からの管外協議の手続きをしていただき、手続きが終了してからの入園になります。

※記入漏れや未提出書類があると保育利用調整基準点数が低くなります。ご注意ください。

3 申し込みの際しての注意

- 必要書類等を確認し不備のないように申し込みください。申し込み時に不備がある場合には、受付できない場合があります。
- 求職活動を理由として入園した場合、入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。
（例：4月1日入園の場合→6月10日までに就労証明書を提出する。
できない場合は、6月30日で退園。）
- 育児休業中に申し込みをして入園が決定した場合、入所決定月内で育児休業を終了することが入園の条件となります。
（例：4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園。）
- 祖父母の同居・別居の判断は実態に沿った家庭状況で判断します。住民票上は世帯分離となっても、同一住所にお住まいの場合には、同居扱いになります。ただし、同一住所内であっても家計が別生計で別棟にお住まいの場合や玄関、水まわりが別の2世帯住宅にお住まいの場合については別居扱いになります。
- 申込後に申請の内容に変更が生じた場合（就職先や就労時間の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等）は、速やかに子育て支援課へ届け出てください。
- 希望した保育園のみ入園審査を行います。
- 申し込みの内容が事実と異なる場合、入園承諾を取り消す場合があります。

4 保育年齢について

クラスは、令和4年4月1日時点の年齢で決まります。 ※1年間同じクラスです。

クラス	生年月日
0歳児	令和3年4月2日生 ～
1歳児	令和2年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生
2歳児	平成31年4月2日生 ～ 令和2年4月1日生
3歳児	平成30年4月2日生 ～ 平成31年4月1日生
4歳児	平成29年4月2日生 ～ 平成30年4月1日生
5歳児	平成28年4月2日生 ～ 平成29年4月1日生

0歳児クラスに入園できる月（令和4年度）

入園できる月	4月入園	5月入園	6月入園	7月入園	8月入園	9月入園
生まれた日	R3年 8月2日まで	R3年 9月2日まで	R3年 10月2日まで	R3年 11月2日まで	R3年 12月2日まで	R4年 1月2日まで
入園できる月	10月入園	11月入園	12月入園	R5年 1月入園	R5年 2月入園	R5年 3月入園
生まれた日	R4年 2月2日まで	R4年 3月2日まで	R4年 4月2日まで	R4年 5月2日まで	R4年 6月2日まで	R4年 7月2日まで

5 利用申し込みの対象となる施設

利用申し込みの対象となる施設には、保育園（所）、認定こども園の保育園部分、地域型保育事業の施設があります。（幼稚園を利用する場合は直接、幼稚園にお申し込みとなります）

町内の施設

保育園（所） ※町立けやき保育園、町立さくら保育園があります。

保護者が就労している場合や、ご病気など家庭で十分に保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

幼稚園と異なり、保育を必要としていることが要件となるため「下の子に手がかかるため上の子だけを預けたい」「同年齢の友達と遊ばせたい」「集団生活に慣れさせたい」等の理由では入園できません。また、入園した後で保育を必要とする状況が解消した場合には、退園となります。

地域型保育事業（事業所内保育） ※あすか川島保育園（私立）があります。

企業等が運営する保育施設で、地域の子どもも受け入れて一緒に保育を行う事業です。川島町在住のかたはあすか川島保育園の利用もできます。8か月以上～2歳児までお預かりします。町外の事業所内保育施設は利用できません。

『町外の施設』

認定こども園

保育を必要とするお子さんをお預かりする「保育園部分」と、教育を行う「幼稚園部分」の両方の役割を持つ施設です。どちらの部分を利用するかによって、申込方法や保育時間が異なります。就労状況が変わってもそのまま継続して利用できます。

2号・3号認定（保育園部分を利用する場合）は、川島町へ申し込みが必要です。

1号認定（幼稚園部分を利用する場合）は、各認定こども園へ直接の申し込みとなります。

地域型保育事業（事業所内保育以外）

主に0～3歳未満の低年齢児を対象とした、少人数で行う保育事業です。対象となる保育施設は以下の通りです。

・家庭的保育（保育ママ）

保育者の居宅等において家庭的な雰囲気の中で、0～5歳の保育を必要とするお子さんを預かる施設で、利用定員が5人以下（実際の受入状況は保育室により異なります）で、保育する事業。各保育室へ直接の申込となります。

・小規模保育

利用定員が6～19人以下で、きめ細やかな保育を行う事業。川島町へ申込が必要です。

・居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業。各保育室へ直接の申込となります。

6 教育・保育給付認定について

保育施設の利用を希望する方は、保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受け、利用の申込をする必要があります。下記の3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

区分		対象	施設	
満3歳以上	1号認定	教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園	保育の必要量により『保育標準時間』または『保育短時間』に分かれます。
	2号認定	保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合	保育園、認定こども園	
満3歳未満	3号認定		保育園、認定こども園、地域型保育	

7 保育の必要性の認定基準

保育園で保育する必要があると認められるためには、児童の保護者のいずれもが次に示す事情に該当する必要があります。

同居（同敷地内にお住まい）の親族その他の者が、その児童を家庭で保育することが可能と認められる場合は、利用の優先度が下がる場合があります。

○児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること

1か月に64時間以上仕事をしていること（入園できる最低基準です）

※内職は、保育時間内に労働しなければならないという制約がないため保育時間内の労働とは認められません。ただし、『障がい』、『看護』、『介護』等によりやむを得ず内職となってしまう場合には子育て支援課へご相談ください。

○妊娠中であるか又は出産後の間がないこと（産前8週間、産後8週間）

○肉体的・精神的に疾病・障がいを有していること

○長期にわたる病人や、心身に障がいのある人が家庭内におり、常にその介護又は看護にあたっていること

○火災や風水害、地震などで、住居等の復旧に当たっていること

○求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること

○育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められること

○卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練校を含む）

○虐待やDVのおそれがあること

○町長が認める上記に類する状態にあること

8 保育必要量（保育施設・事業を利用できる時間）

保育認定を行うと同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」があります。保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由や就労時間により認定します。

川島町では、すべての方を「保育標準時間」にて認定を行います。「保育短時間」での認定を希望される場合は、子育て支援課へご連絡をお願いいたします。（「保育標準時間」と「保育短時間」では月の保育料の金額が異なります。）

保育必要量	利用時間	認 定 例
保育標準時間	1日最大11時間	<ul style="list-style-type: none"> ・両親ともフルタイムで就労する場合 ・父親が就労し、母親が出産のため保育できない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合 等
保育短時間	1日最大8時間	<ul style="list-style-type: none"> ・両親とも、あるいはいずれかがパートタイムで就労する場合 ・両親の1人が就労しているが、1人は求職活動である場合 ・ひとり親世帯で、保護者がパートタイムで就労する場合 等

※決定された保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で認定された保育必要量の最大の時間の範囲内になります。

※利用時間以外の時間を利用する場合、または1日の最大利用時間を超えて利用する場合は延長保育（有料）となります。延長保育を利用する場合は、延長保育利用申請が必要です。

9 延長保育について

保護者のやむを得ない事情により、午後5時以降も保育が必要な場合は、午後7時まで延長保育を行います。その場合、①延長保育利用申請書②両親及び同居の祖父母の（延長保育用）就労証明書をそろえて保育園に提出してください。

午後6時30分から午後7時までの30分は有料になります。

◎延長保育（有料）の金額について

月額・・・2,000円（同月内で、11日を越える利用の場合）

日額・・・150円（同月内で、10日以内の利用の場合）

※0歳児クラスの延長保育および土曜保育は行っておりません。

保育時間

	7:30	8:30	17:00	18:30	19:00
平日	延長保育 (無料)		通常保育	延長保育 (無料)	延長保育 (有料)
	7:30	8:30	12:00	13:30	
土曜	延長保育 (無料)		通常保育	延長保育 (無料)	

※延長保育を利用する場合は利用申請書の提出が必要です（無料の延長保育を使う場合にも書類提出が必要になります）。

※0歳児クラスは延長保育は利用できません。

10 町立保育園での給食およびおやつについて

給食は以下のように提供しています。

- ・ 0～2歳児クラス 完全給食・おやつ
- ・ 3～5歳児クラス 副食給食（主食のみ持参）・おやつ

※3～5歳児クラスは、毎日主食を持参していただきます。

※アレルギー食品の除去給食の支給は行っておりませんが、お子さんがアレルギー体質の場合は入園面接時にアレルギーがわかる書類（診断書、検査結果など）をご持参の上、保育園にご相談ください。

11 利用調整について

利用調整は、保育の必要性の認定を受けたかたを、「保育利用調整基準」に基づいて行います。「基本点数表」で保育の必要な状況を点数化し、さらに「調整指数表」により加点、減点をし、基本点数と調整指数の合計点数により優先順位を決定します。同一点数の場合は「優先順位表」により順位を決定します。

なお、状況によってはご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

川島町保育施設利用調整基準

基本点数表・調整指数表・優先順位表は次ページから



川島町保育施設利用調整基準

(1) 基本点数と(2) 調整指数の合計を利用調整指数とし、指数の高い順に利用の調整を行います。利用調整指数が同点の場合は(3) 優先順位により入園者を決定します。

(1) 基本点数表

(平成27年4月1日から適用)

事由	父母(※1)が保育できない理由・状況	点数	父	母
1 家庭外 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態 (※2)	20		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	18		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月64時間以上の就労が常態	12		
2 家庭内 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	16		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	12		
	月64時間以上の就労が常態	10		
3 求職中	月20日以上、1日8時間以上の就労に内定	10		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	9		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日8時間以上の就労に内定	9		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	7		
	求職中(就労先未定)	2		
4 出産	出産前後8週間	20		
5 疾病	疾病などにより6か月以上入院・常時病臥・感染症	20		
	疾病などにより保育が困難	16		
	疾病などにより保育に支障	12		
6 障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級療育手帳㊤、A	20		
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B、上記以外で障害認定を受けていて、保育が困難な場合	18		
	上記以外で特に介護が必要と認められた場合	12		
7 介護 看護	週5日以上、30時間以上の介護又は看護	20		
	週5日以上、20時間以上の介護又は看護	16		
	週4日以上、16時間以上の介護又は看護	14		
	上記以外で特に介護が必要と認められた場合	12		
8 災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合	20		
9 就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等にすでに就学	10		
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等に就学が内定	6		
10 その他	DV・児童虐待対象児童又は支援が必要な児童	(※3)		

備考 ①父母それぞれの基本点数を合わせたものを、利用申込児童の基本点数とする。

②ひとり親家庭の場合は、ひとり親の基本点数に20点を加え、基本点数とする。

③父母が1～10の複数の事由に該当する場合は、一番基本点数が高いものを採用する。

(※1) 父母がいない場合は、その他の保護者

(※2) 就労時間とは、休憩時間を含むものとする。不規則勤務等で、就労日数、時間が表に該当しない場合は、シフト表等の提出をする。

(※3) 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する

(2)調整指数表

(平成27年4月1日から適用)

状況	内容	備考	指数	父	母
就労状況	引き続き3年以上就労している場合		2		
	引き続き1年以上3年未満就労している場合		1		
	保育園保育時間外の労働が常態		-3		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合		-5		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が専従者控除の対象となっている場合		-2		
世帯の状況	同居の親族(20~65歳未満)に預けることが可能		-5	(※1)	
	父母のどちらかが単身赴任		3		
	保護者が身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳(A)、Aの交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	5		
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B以下の交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	3		
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	2		
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	1		
	通信制の学校等に就学(予定)している場合		-3		
	生活保護世帯の場合		2		
きょうだいの状況	双子が同時に申込みの場合(3つ子以上は1人1点加算)		3		
	すでにきょうだいが在園している場合		4		
	きょうだいが幼稚園に在園している場合	預かり保育を利用している場合を除く	-2		
	在園していた児童が、その児童以外の児童の育児休業のため保育園を退園し、復職時に再申込みをする際、育児休業の対象だった児童の申込みも同時にする場合		4		
保育料	保育料を3か月以上滞納している場合		-5		
その他	証明書等必要な書類の提出がない場合		-1		
	特に保育が必要と認められる場合		(※2)		

(※1) 以下は世帯に加算する。

(※2) 認められる場合は別途調整指数を設ける。

(3)優先順位表

(平成27年4月1日から適用)

順位	内容
1	両親不存在、ひとり親世帯
2	同一保育園にきょうだいがすでに在園している場合
3	認可外保育施設等に入所していた場合
4	基本点数表の事由 ①~⑩の順位 (①災害②就労(家庭外)③就労(家庭内)④疾病⑤障がい⑥介護・看護⑦就学⑧出産⑨求職中)
5	保育協力者(祖父母、おじ、おば等)が①関東地方外②県外③町外 に在住

12 入園決定後・入園後の各種手続きについて

保育施設は、保護者等の労働等により保育を必要とするお子さんをお預かりする施設です。保育施設在園中に上記の理由が解消した時は、退園となります。
以下の事由が発生した場合、書類の提出をお願いします。

入園後、世帯の状況に変更があった場合

① 子ども・保護者の氏名、住所、電話番号に変更があった場合

⇒保育施設利用申込書事項変更届

(町外への転出を伴い、転出後も同保育園の利用を希望する場合は、転出する前にお問い合わせください。)

② 入園・待機期間を取り消す場合⇒保育施設利用申込取下げ書

③ 退園する場合⇒保育施設退所届

④ 保護者の勤務に変更があった場合

⇒教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書

⑤ 世帯構成に変更があった場合⇒教育・保育給付認定変更申請書

婚姻などに伴い新たに保護者となった方については、**労働等によりお子さんが保育を必要とする証明書類（個人課税証明書・就労証明書など）が追加で必要になります。**
また、利用者負担額の変更を伴う場合もあります。

⑥ 保育を必要とする事由に変更があった場合⇒教育・保育給付認定変更申請書

その内容が確認できる書類を併せて提出してください。

また、すでに認定を受けている場合、認定の内容が変更になる場合があります。

⑦ 利用者負担額に関する事項について変更があったとき

⇒教育・保育給付認定変更申請書

個人課税証明書等、変更がわかる書類を併せて提出してください。

その他、変更がありましたら子育て支援課までお問い合わせください。

入園後、保護者が退職した場合

保護者が退職した場合は、その月の末日で退園となります。引き続き保育施設の利用を希望する場合は、次の手続きが必要です。

② 退職前に子育て支援課へ連絡してください。

②退職後 1 か月以内に就労をしていただく必要があります。新しい就労先が決まり次第、**就労証明書**を速やかに提出してください。

期限内に就労し、就労証明書を速やかに提出した場合は、新しい入園事由に基づく継続入園が可能です。

退職前の連絡を怠った場合や、当該期間内にお子さまの保育を必要とする証明書（教育・保育給付認定変更申請書等）を提出されない場合は、退園になります。

入園後に妊娠・出産し、育児休業を取得する場合

入園後に妊娠・出産をして育児休業を取得する場合は、**産前・産後休暇取得証明書**および**育児休業期間が明記された就労証明書**を提出する必要があります。在園中の上のお子さんは、ご家庭で保育できない状態ではなくなりますが、届け出をした場合に限り、原則として育児休業対象児童が最長 1 歳の誕生日になる月の末まで上のお子さんの継続入園を認めています。

また、育児休業が終了する時点で、育児休業対象児童が保育施設に入園できなかった場合は、その年度末まで在園中の上のお子さんの継続入園を認めています。

※育児休業中の新規入園はできません。

入園継続の手続きについて

毎年 11 月頃に翌年度の継続入園の手続きが必要となります。お子さんの「保育を必要とする事由」などの書類を提出していただきます。現在入園しているお子さんの「保育を必要とする事由」の内容との相違が判明した場合、教育・保育給付認定の変更申請が必要となるほか、場合によっては翌年度の継続入園ができない、またはその月をもって退園となることがあります。

13 施設の退園について

施設を退園する場合

保育施設を退園される場合は、原則として退所希望月の10日までに保育施設退所届を提出してください。保育施設の退園は希望する月の末日付となり、その月の分まで利用者負担額をお支払いいただきます。

※保育施設を退園する場合、教育・保育給付認定証は、返還していただきます。（入園時に入所承諾通知書と一緒に発行しています。）

保育園を利用中に町外へ転出する場合

保育園利用中に町外へ転出をする場合、転出日が属する月までは、川島町がお子さんの入所を決定しますが、翌月以降は転出先の市町村がお子さんの入園を決定します。

そのため、当該保育施設へ引き続き入園を希望する場合であっても、次の手続きが必要です。

① 川島町へ「保育施設退所届」を提出し、併せて「教育・保育給付認定証」を返還してください。

② 転出の手続き後、直ちに川島町子育て支援課へお越しください。

③ 転出先市町村の保育を担当する部署で、入園の申込をしてください。

※①から③の手続きは、転出日の属する月のうちに必ず行ってください。

※町外に転出された場合、引き続き入園できるかどうかの判断は、町外からの入園基準で行いますが、転出した当年度については、転出先市町村の保育施設受け入れ状況を考慮したうえで、引き続き入園を認めることがあります。

14 利用者負担（保育料）について

利用者負担額の決定

子ども・子育て支援新制度では、主に市町村民税額を基に保育料が算定されます。

保育料算定の基礎となる市町村民税額は、父母の市町村民税の所得割額の合計額です。

ただし、父母ともに市町村民税が非課税の場合、子ども及び父母と生計を同一とする祖父母がいるときは、祖父母の市町村民税額のうち、高額な方の所得割額を基に保育料を決定します。

また、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）ごとに保育料が設定されます。

対象施設：保育園、認定こども園、地域型保育事業

※どの保育施設に入所しても共通です。

納付対象月：毎月1日時点で在籍している月（1日も通所していなくても、前月中に退園の手続きをしていないと、その月の分は納めていただくことになります。）

利用者負担額の納付先と納付方法：

〈納付先〉 ・保育園 → 市町村に納付

・認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設に直接納付

〈納付方法〉 ・保育園 → 口座振替

・認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設によって異なります。

決定方法：①お子さんの保育認定区分 ②お子さんの保育必要量 ③世帯の市町村民税額の3点を確認し、決定します。

15 保育料決定に必要な書類について

保育料の算定については、両親等の市町村民税の課税証明書が必要となりますが、町の課税台帳の閲覧について同意していただければ、課税証明書の提出は不要です。

期間	保育料算定資料	転入された方
令和4年4月分～ 令和4年8月分保育料	令和3年度 市町村民税額	令和3年1月1日時点の住所、保護者の個人番号(マイナンバー)が必要になります。
令和4年9月分～ 令和5年3月分保育料	令和4年度 市町村民税額	令和4年1月1日時点の住所、保護者の個人番号(マイナンバー)が必要になります。

※両親共に市町村民税額が0円の場合、同居祖父母（別世帯含む）がいる場合は、同居祖父母（いずれか収入の多い方）の市町村民税額も参照いたします。

16 保育料徴収基準額表 0歳児～2歳児クラス

(令和元年10月1日から適用)

階層区分	定義	保育料徴収金基準額 (月額)
		保育標準時間 (保育短時間)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯等	0円
		(0円)
第2階層	第1階層を除き、市町村民税(特別区民税を含む。また、4月から8月までは前年度分。以下同じ。)の非課税世帯 (均等割額、所得割額とも非課税世帯)	0円
		(0円)
第3階層	所得割額(均等割額のみ)の世帯を含む 48,600円未満	9,800円
		(9,600円)
第4階層	所得割額 48,600円以上 97,000円未満	18,000円
		(17,600円)
第5階層	所得割額 97,000円以上 169,000円未満	31,200円
		(30,600円)
第6階層	所得割額 169,000円以上 301,000円未満	42,500円
		(41,700円)
第7階層	所得割額 301,000円以上 397,000円未満	56,000円
		(55,000円)
第8階層	所得割額 397,000円以上	60,000円
		(59,000円)

保育料算定用の所得割額とは、次の計算式で算定します。

$$\text{所得割額} = \left(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \left(\text{所得割の税率} - \text{調整控除額} \right)$$

所得割額
=
前年の
所得金額
-
所得
控除額
)
×
所得割
の税率
市民税
6%
-
調整
控除額

- ・ 父母の所得で第2階層と算定されても、同居する祖父母等に所得割額が課税されている場合は、所得割額が一番高額な方の額で階層を算定します。
- ・ 児童の属する世帯が下記のいずれかの世帯に該当する場合で、第3階層と認定された場合は、徴収基準額から1,000円を引いた額となります。

- ① 母子父子家庭
- ② 在宅障害者(児)のいる世帯
- ③ 生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯と認められる場合

17 副食費について 3歳児～5歳児クラス

令和元年10月1日に開始された「幼児教育・保育無償化」にともない、3歳児から5歳児クラスの保育料は無償化されました。

副食費（食材料費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

副食費徴収基準表（15日以上出席の場合）

該当条件	副食費
1、年収360万円未満相当世帯 または 第3子以降の子ども	0円
2、就学前の子どものうち第2子 （2人とも在園していることが条件）	2,000円
3、上記の1、2以外の場合	4,000円

※出席が14日以内の場合（長期欠席・病気・けが・自肅協力等）
出席日数 × 200円

18 利用者負担額の変更について

世帯の状況に変更があった場合、利用者負担額の階層変更に応用することがありますので、早急に子育て支援課までお申し出ください。

- ①保護者の結婚、離婚、死亡等により家族構成に変更があった場合
- ②修正申告等により市町村民税額に変更があった場合

※利用者負担額の階層変更はその事実が判明した翌月から対象になりますのでご承知ください。（その事実を届け出ていなかった場合等は、事実のあった翌月に遡り、税額が変更になったという場合等は、年度当初に遡ります。）

※年度の途中で3号認定から2号認定になっても年度末まで保育料は変わりません。

19 多子世帯の負担軽減について

川島町では、保護者の扶養している子どものうち第3子以降の子どもが保育園に在園している場合、保育料および副食費は無料となります。

また、同一世帯から2人以上の子どもが保育施設・事業を利用している場合は、在園（所）している第2子の保育料および副食費は半額となります。年収360万円未満相当の世帯においては多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子の保育料は半額となります。また、年収360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降の保育料は無料となります。副食費については、年収360万円未満相当の世帯は無料となります。

★過去に2か月以上の保育料が滞納していないこと、世帯全員が、その他町税等の滞納がないことが必要です。

20 保育料の納付について

保育料、副食費は口座振替で納付していただきます。

毎月1日に在園していると、その月分の保育料をいただきます。登園していなくても前月までに退所届が提出されないと、保育料を納入していただくことになりますのでご注意ください。

口座振替取扱金融機関（順不同）13行

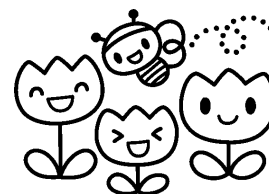
- ・埼玉りそな銀行（本・支店）
- ・埼玉中央農業協同組合（本・支店）
- ・埼玉信用金庫（本・支店）
- ・三井住友銀行（本・支店）
- ・みずほ銀行（本・支店）
- ・三菱UFJ銀行（本・支店）
- ・武蔵野銀行（本・支店）
- ・東和銀行（本・支店）
- ・中央労働金庫（本・支店）
- ・飯能信用金庫（本・支店）
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

※保育園に入園決定後、口座振替の手続きをしていただく必要があります。

※ゆうちょ銀行を希望される場合の口座振替依頼書は、ゆうちょ銀行専用の「自動払込利用申込書」になります。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望される場合の口座振替依頼書は、「川島町町税等口座振替依頼書」になります。

※詳細は入園説明会にてご案内いたします。



21 その他の保育等サービス

① 一時保育

保育園を利用していない児童を一時的に保育園でお預かりいたします（P 19 参照）。さくら保育園内で実施されています。

② ファミリーサポート・緊急サポート ※利用には、登録が必要です。

保育園の送迎とその前後の預かり、保育園等の休日の日の預かり、習い事や塾への送迎、保護者の通院やリフレッシュ等の際に預かる事業です（P 21 参照）。

また、緊急サポートは急を要するときや、病気、病後のお子さんを預かる事業です。

③ 産前・産後ヘルパー

産前の方、産後1年までの方を対象にヘルパーが家事を代行します（P 22 参照）。

④ 子育て支援総合センター「かわみんハウス」

親子教室、講演、手形取りなどの親子両方が楽しめる子育て支援事業が行われています。入館料は無料です（P 23 参照）。



～さくら保育園～

一時保育のご案内

問合せ・申込先：さくら保育園 ☎049-299-3906

保護者の疾病などの緊急の保育需要や保護者の育児の心身の負担を軽減するため、保育園を利用していない児童を一時的に保育園でお預かりいたします。

このような時にご利用いただけます！

非定型的保育

- 保護者の労働や職業訓練又は、就学などで家庭での継続的な保育が困難となる児童を週3日を限度としてお預かりします。
- 週4日以上就労している場合は、通常の保育園の入園対象となります。

緊急保育

- 保護者の疾病（通院を含む、診療の時間のみ）災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童を1か月を超えない範囲でお預かりします。
（1か月を超える場合は、子育て支援課にご相談ください。）

育児リフレッシュ保育

- 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要な児童に対し、1日6時間以内で月4回を限度にお預かりします。

里帰り出産

- 川島町に実家があり、出産のために里帰りをしている間、上のお子様を1か月を超えない範囲お預かりします。

※里帰り出産でご利用の場合、川島町役場子育て支援課
（☎049-299-1765）までお問い合わせください。

★対象児童 満1歳（但し、離乳食完了児）から小学校就学前までの児童
※発育の状態によってはお預かりできない場合もあります。保育園窓口でご相談ください。
また、障がいがある児童についてはご相談ください。

★定員 10人程度まで（年齢によってお預かり人数は変わります）

★実施曜日 月曜日から土曜日（日曜日・祝・祭日及び12/29～1/3は休業）

★保育時間 午前8時30分から午後5時までのうち必要な時間
（土曜日は、8時30分から12時30分まで）

★利用料 ①1日利用：児童1人あたり 2,400円（食事代含む）
②2時間単位の利用：児童1人あたり 600円
（必要に応じ食事代 150円別途かかります）
※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、利用料の領収書を川島町
子育て支援課へ提出してください。後日、保護者の方へ返金されます。

★実施施設 さくら保育園 ☎049-299-3906 川島町大字上伊草2000-1
※都合により、けやき保育園になる場合があります。

★持ち物 面接時には、母子健康手帳・健康保険証をお持ちください。

保育利用日の持ち物

1	着替え(下着も含め3組)	5	バスタオル (午睡をする場合)	9	おしぼり (容器に入れる)
2	おむつ (使用児の場合7組)	6	使い慣れた水筒 (日常飲んでいる飲料水)	10	食事用エプロン
3	フェイスタオル(1枚)	7	おしりふき		
4	汚れ物入れビニール袋 (1枚)	8	ティッシュ(ボックス)		

(お預かりする年齢・時間等により用意していただくものが異なりますので面接時に確認をしてください。)

★その他

- ① 朝の体温を測ってきてください。
- ② 持ち物にはすべて名前を書いてください。
- ③ 非定型保育の場合は、他に持ち物があります。保育園に確認をお願いします。
- ④ 児童の送迎の際には、身分を証明する物をご提示願いますので証明できるものをご持参ください。
- ⑤ 送迎者が保護者以外の場合は、事故につながらない為にも、必ず保護者の方にご連絡をください。

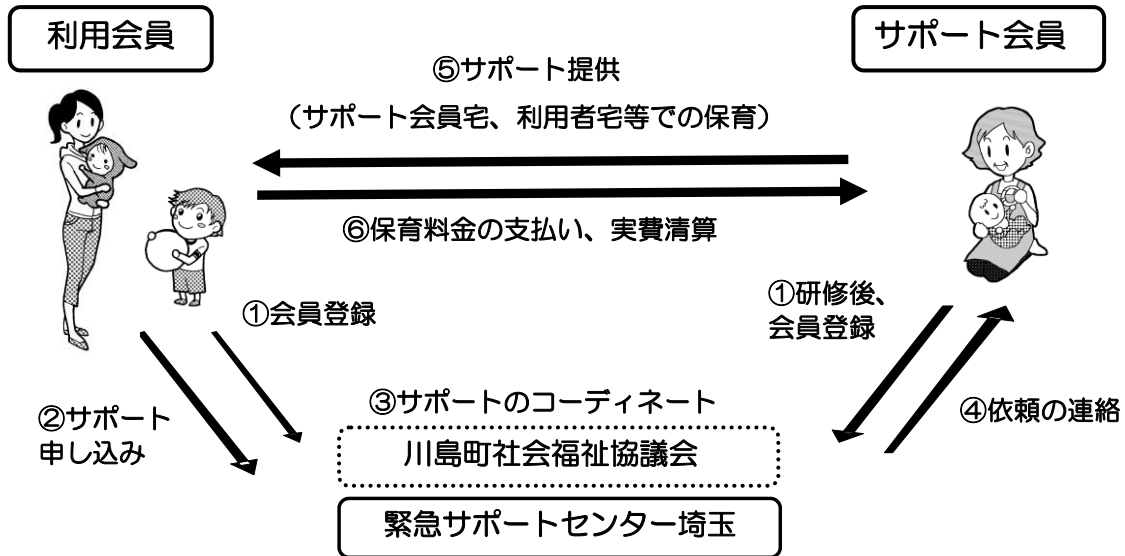
★お申込 利用日3日前までに、さくら保育園へ申し込んでください。
面接を行います。（緊急保育を除く）

さくら保育園 ☎049-299-3906

川島町ファミリーサポート、緊急サポートセンター事業

近くに頼れる人のない中、子育てをしているお母さん、お父さんの子育てのお手伝いをする活動です。

※子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）とお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、センターの仲介を通して、会員同士が支え合う活動です。（有償ボランティア）



★依頼の内容によってファミリーサポートと緊急サポートを使い分けます。

ファミリーサポート事業
川島町社会福祉協議会

緊急サポート事業
緊急サポートセンター埼玉

予定が決まっている、元気なお子さまの預かりは
ファミリーサポート事業

※利用者さんと事前に顔合わせを行い依頼内容を決めて援助をします。

- 保育所や幼稚園、認定こども園、小学校及び学童保育所への送迎やその前や後の預かり
- 保育所、学校等の休みの時
- 習い事等の送迎
- 保護者の求職活動中
- 保護者の通院やリフレッシュ等
- その他事前打ち合わせで決めた事

謝礼金：

◇ 7時から19時まで：

利用者負担 500 円/1 時間
(町負担 200 円/1 時間)

◇ 19時から21時まで：

利用者負担 600 円/1 時間
(町負担 200 円/1 時間)

急を要する時、病気のお子さまの預かりは
緊急サポート事業

※当日や前日、事前打ち合わせを行わずに援助に入ります。

- 病児、病後児の預かり
- 宿泊を伴うお預かり
- 保育所や幼稚園、認定こども園、小学校及び学童保育所からの発熱などによる急な呼び出し時のお迎え、預かり
- お母さんが体調不良で保育が困難な時のお預かり
- そのほか急を要する子育てに関する困った時など

謝礼金：

◆ 7時から19時まで：

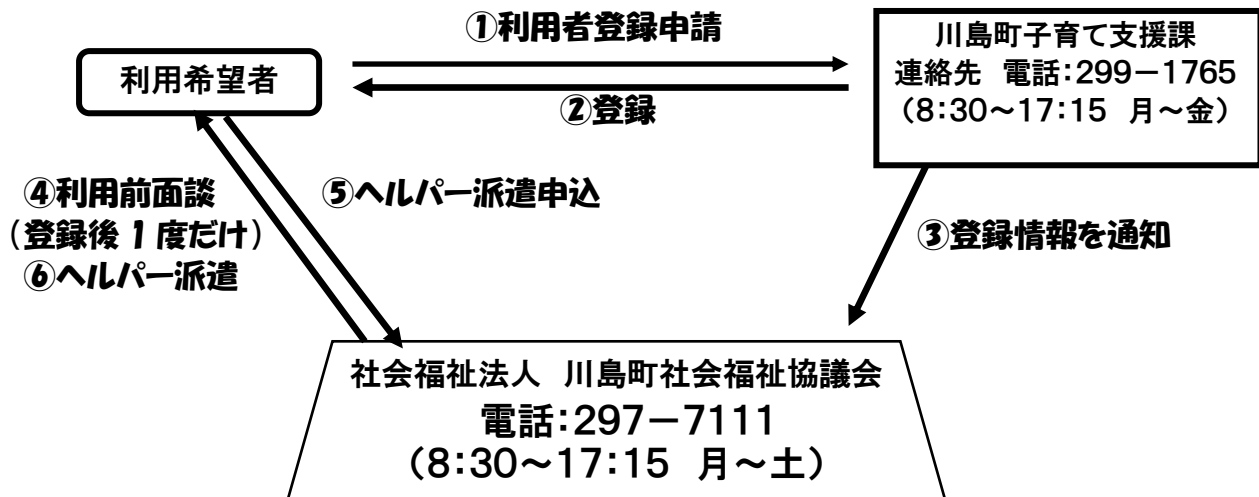
利用者負担 800 円/1 時間
(町負担 200 円/1 時間)

◆ 19時から21時まで：

利用者負担 900 円/1 時間
(町負担 200 円/1 時間)

川島町産前産後ヘルパー派遣事業

産前・産後ヘルパーを派遣します



内容

ヘルパーが家事を代行します。屋内の日常生活における家事が基本です。

食事の支度（簡単な食事の調理、片づけ） 部屋の掃除や片づけ（草刈、大掃除は不可）
衣類の洗濯（カーテン、毛布などは不可） 買い物（町内のみ、購入物品の指定が必要）

※ 託児援助を希望される方は、社会福祉法人川島町社会福祉協議会で行っているファミリーサポート事業をご利用ください。

申込資格（すべてを満たす者）

- ・町内に住所があり、同居者等に家事、育児等について援助が受けられないかた
- ・申請時点で町税を滞納していないかた
- ・妊娠により母子手帳の交付を受けているか、満1歳未満の乳幼児を育てているかた

利用料金

1時間500円

利用時間

利用時間：朝8時～18時（夜6時）まで 1日につき、2時間まで

※ 数回に分けての利用はできません

申請方法

- ①子育て支援課で登録申請をしていただきます。
印鑑、母子手帳の写しが必要になりますのでご注意ください。
(ファミリーサポート利用申請書・緊急サポート利用申請書を記入済みの方は手続きを省略できます。)
- ②登録後、利用の申請をしていただきます。なお、利用前に1度、社協の職員が訪問し、利用内容等について面談させていただく必要がございます。

問合せ 子育て支援課 子育て支援グループ TEL299-1765



川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」



川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」は、①子育て支援センター、②児童センター、③スクーリング・サポートセンター、④放課後児童クラブの4つの機能をもった複合施設です。

結婚から妊娠、出産、子育てまでのすべての子育て世代を応援するため、各施設が連携し、充実した事業を展開します。皆さん、お気軽にお越しください。

【4つの機能を持った複合施設】

①子育て支援センター

子育てに関する相談や親子同士の交流、サークル活動の場です。

利用時間 午前9時～午後5時

休館日 毎週木曜日(祝日の場合は翌日)

年未年始12月29日～1月3日

対象 0歳～未就学児

問合せ ☎ 049-297-1064

③スクーリング・サポートセンター

心豊かな児童・生徒の育成のための適応指導や教育相談を行う教室です。

利用時間 午前9時～午後3時

対象 登校が困難な児童・生徒及びその保護者

休館日 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日

問合せ ☎ 049-297-6556

②児童センター

児童が遊びを通して、健康と体力の増進の増進を図る場です。

利用時間 午前9時～午後5時

休館日 毎週木曜日(祝日の場合は翌日)

年未年始12月29日～1月3日

対象 0歳～18歳までの人とその保護者(付添者)

問合せ ☎ 049-297-1064

④放課後児童クラブ(つばさ北学童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校(つばさ北小学校)の児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

詳しくは、問い合わせ先までお問い合わせください。

問合せ ☎ 049-297-3255

かわみんハウス概要

所在地川島町大字畑中348番地

電話049-297-1064

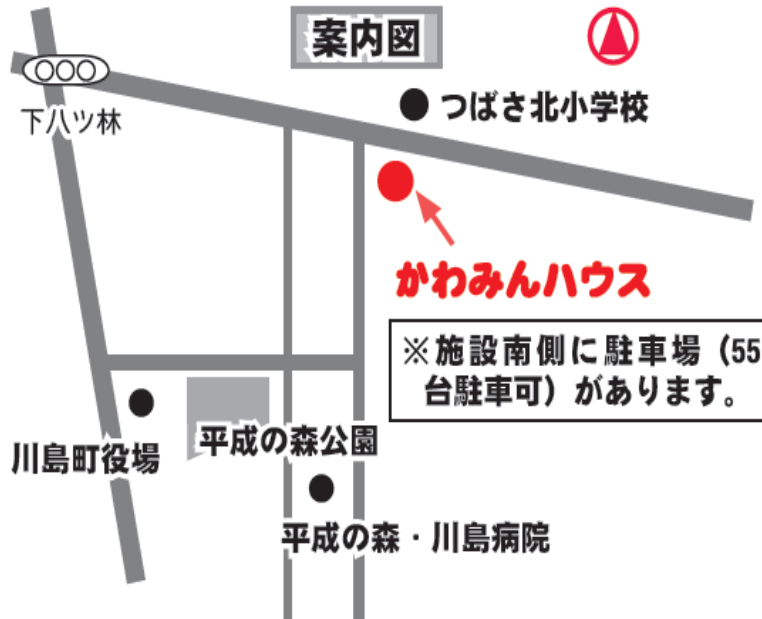
FAX 049-297-8417

かわみんハウス公式HP

<http://kawamin.ciao.jp/>



案内図



※施設南側に駐車場(55台駐車可)があります。

かわべえメール・LINE@川島町

登録してみませんか？

LINE@川島町

かわべえメール

かわべえメールとLINE@川島町では、さまざまな地域密着情報を配信しています。

かわべえメール

防災情報（気象情報・台風情報・避難情報等）
防犯情報（不審者・振り込め詐欺・行方不明者等）
その他の情報（イベント情報等）

LINE@川島町

災害時の緊急情報
イベント・観光情報

かわべえメール登録方法

1. 次のアドレスに空メールを送ります
※ 空メールが送信できない場合は、本文に何か一文字入れて送信してください
2. 1～2分以内に返信メールが届きます
3. 返信メールを開き、登録画面のURLにアクセスし、本登録をします
※ 登録手続きは「配信情報」・「居住地区」と選択し、「登録」をすると完了となります



かわべえメール
空メール作成 QR コード

LINE@川島町登録方法

スマートフォンでQRコードを読み込んで、友だち追加するだけです



LINE@友達登録
QR コード



かわみん 子育て応援ナビ



予防接種の種類が多くてスケジュールが大変！！
町の子育てサービスはどんなものがあるのかな？

そんな時は…

「かわみん子育て応援ナビ」で解決♪

「かわみん子育て応援ナビ」は、子どもの予防接種スケジュールを作成したり、町の子育て情報を提供するサービスです。



Q どんな機能があるの？

- お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動作成
- 接種日が近づくとメールでお知らせ
- 予防接種予診票の再発行依頼
- 子育て情報のお知らせ
(子どもの健診、イベント情報等)
- 妊婦健診のスケジュール管理
- 大人の健診、講座のお知らせ

Q お金はかかるの？

- 登録料、利用料は無料です。
(通信料は利用者負担です)

Q 登録方法は？

①インターネットサイトの場合

<http://kawajima-town.city-hc.jp/>にアクセス、
またはQRコードを読み込む



サイトのQRコード

②アプリの場合

以下のストアで「かわみん」を検索
又はQRコードを読み込む

App Store



Google Play



③お子さんの生年月日、ニックネーム等を登録

町のホームページや広報
かわじまも見られます！



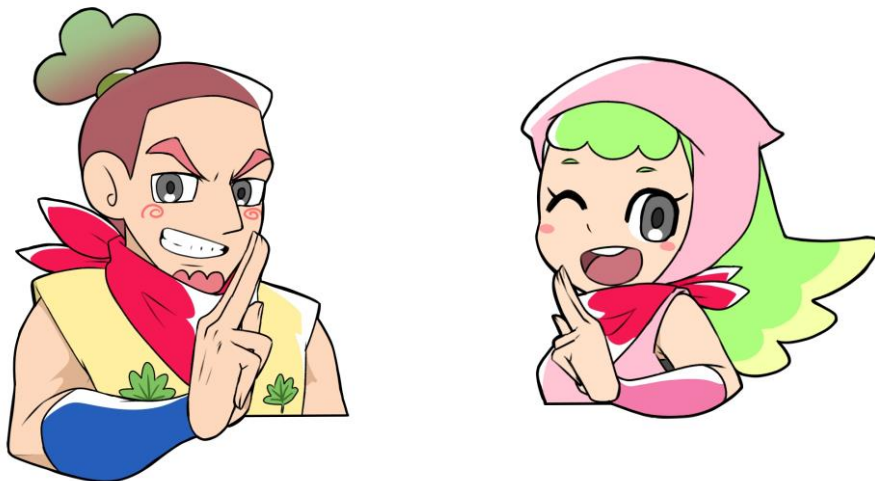
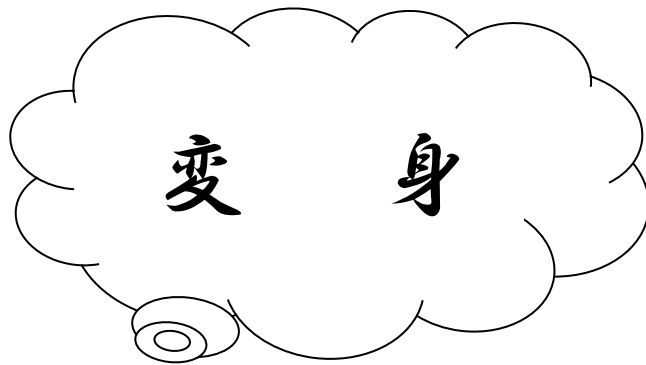
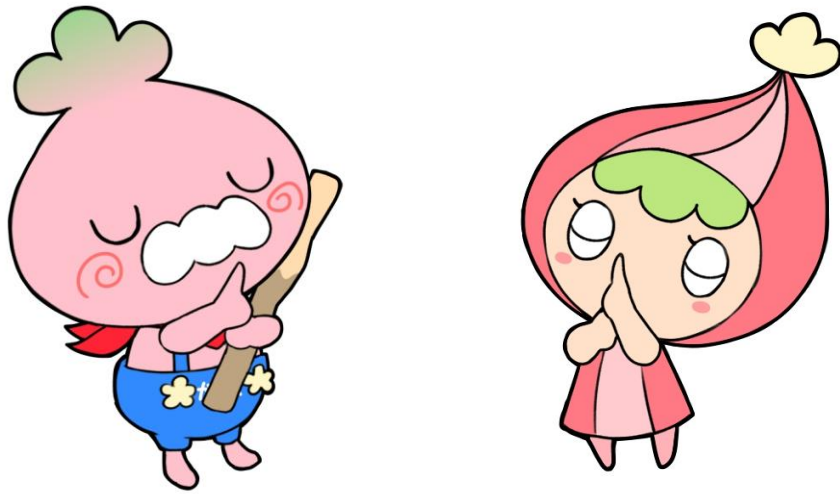
<問合せ>

川島町健康福祉課 健康増進グループ
049-299-1758

問合せ先

施設名	電話番号・FAX	住所
川島町役場 子育て支援課	049-299-1765 049-297-6087	〒350-0192 川島町大字下八ツ林 870-1
町立さくら保育園	049-299-3906 049-291-0095	〒350-0152 川島町大字上伊草 2000-1
町立けやき保育園	049-297-2550 049-291-0276	〒350-0122 川島町大字下八ツ林 866
あすか川島保育園	049-236-3150	〒350-0165 川島町大字中山 1 3 4 7-1
子育て支援総合センター 「かわみんハウス」	049-297-1064 049-297-8417	〒350-0123 川島町大字畑中 348

memo



川島町マスコットキャラクター

「かわべえ」&「かわみん」